

八百津交番瓦版

臨時号

発行

八百津交番

小野 智史

架空請求詐欺には、 3つの「ない」で撃退！



悩んだら家族や警察
相談窓口にも必ず相談し
ましょう。

詐欺 です。

あなたの自宅に、法務省や金融機関を名乗る団体から、「過払い金払い戻します」や「利用料金に関する訴訟」などについて書かれたハガキが来たことはありませんか？
これは、すべて

架空請求詐欺被害にあわないためのキーワード

- ① 電話し「ない」
- ② 応対し「ない」
- ③ 返信し「ない」

ハガキは
無視してOK！
電話しちゃダメ！



実際に郵送されたハガキの一例（一部加工してあります）

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)309 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年11月30日

法務省管轄支局 民事訴訟告知センター
東京都〇〇〇区×××丁目▲番●号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-????-????
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

民事訴訟裁判通達書

訴訟番号 (ワ)11769

現在、貴殿は「総合消費料金未納分」に付いて通信販売契約会社、運営会社から「未だ連絡がない状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。このまま連絡なき場合は、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給与及び動産物、不動産の差し押さえを執行官立ち会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承りますが、こちらの書面は「総合消費者民法特例法」による法務省許可通達書の為、「個人情報保護法」上、御本人様からの御連絡をお願い致します。

尚、当局は原告側からの訴訟通達、また訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が貴殿に対し訴訟を提起するものではありません。予め、御了承下さい。*ご連絡なき場合には、本書を勤務先へ郵送させていただきます

裁判取り下げ最終期日：通知到達日より5日

HS 債権回収株式会社
〒123-4567

東京都〇〇区□□□▲-■-●

消費者相談窓口 03-????-????

受付時間 平日 9:00~19:00